

令和5年度

第4回 日田市地域公共交通確保維持協議会

(資料)

日 時 令和6年2月20日(火) 14時～

場 所 日田市役所4階庁議室

《目 次》

3. 報告

【1】乗合デマンドタクシー運行時刻の変更

- ・乗合デマンドタクシー大鶴線 乗降車場所（旧大鶴駅周辺）・・・・・・・・ 1

【2】バスの日イベント

【3】神杉野線 廃止の申し出

- ・西鉄バス久留米 乗合バス路線の廃止について（神杉野線）・・・・・・・・ 2

【4】ひたはしり号Aコース長者原団地の聞き取り調査

【5】ひたはしり号Aコースのバス停新設

4. 議案

【1】日田市地域公共交通確保維持協議会規約の改正

- ・今後の協議運賃の取扱いについて・・・・・・・・ 3
- ・鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設・・・・・・・・ 4
- ・道路運送法の改正内容・・・・・・・・ 5～6
- ・日田市地域公共交通確保維持協議会規約 改正内容・・・・・・・・ 7～10

【2】日田市地域公共交通計画の進捗管理

- ・日田市地域公共交通計画 進捗状況等・・・・・・・・ 11～12
- ・日田市地域公共交通計画における目標を達成するための施策・・・ 13～18

【3】乗合デマンドタクシー大山線実証実験継続

- ・乗合デマンドタクシー大山線 営業区域図・・・・・・・・ 19

【4】乗合デマンドタクシー及びお出かけ支援タクシー運行事業者の廃止届

- ・天瀬地区乗合デマンドタクシー 営業区域図・・・・・・・・ 20～21
- ・天瀬地区乗合デマンドタクシー 運賃一覧・・・・・・・・ 22

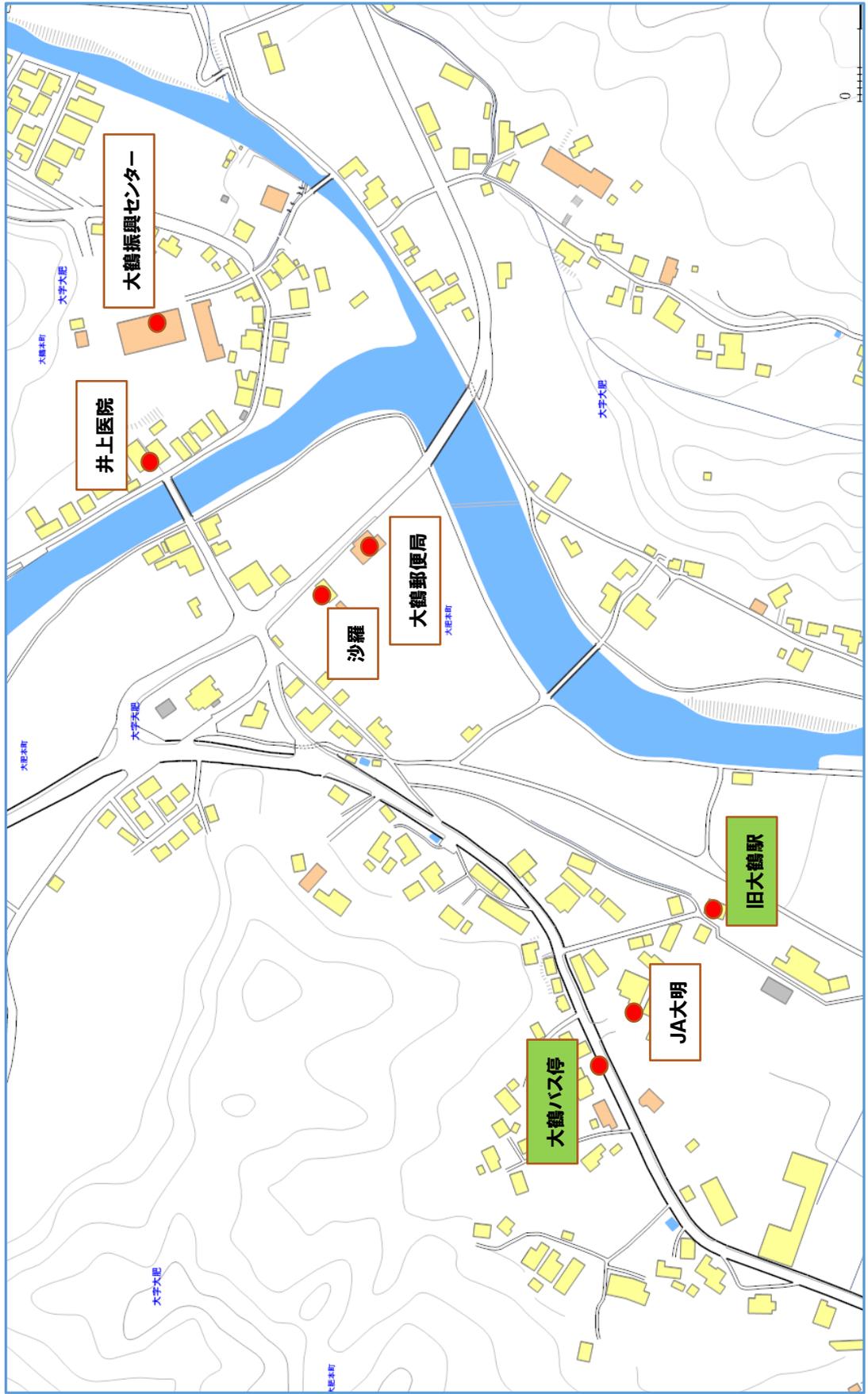
【5】乗合デマンドタクシー夜明関町線の運行内容の変更

その他

- ・日田市地域公共交通確保維持協議会 委員名簿・・・・・・・・ 23

乗合デマンドタクシー大鶴線 乗降車場所（旧大鶴駅周辺）

- ・新たに「大鶴バス停」を追加
- ・「大鶴駅」の名称を「旧大鶴駅」に変更



2023年12月21日

福岡県バス対策協議会会長 殿  
(福岡県 企画・地域振興部長 殿)

久留米市東町 40-13  
ニュータマタ第一ビル7階  
西鉄バス久留米株式会社  
代表取締役社長 大石 一紀

### 乗合バス路線の廃止について

平素より弊社バス事業につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、浮羽支線においては、これまで関係自治体様に赤字補填をしていただく事で路線の運行を維持してまいりましたが、運転士不足により路線の廃止申し入れを行わせていただきたく存じます。当該路線の利用状況は、今年に入りコロナ禍を経ても横ばい傾向となっております。他路線のバスの利用者は、コロナ禍前の約8割程度の回復と頭打ちの状況となっており、バス事業は依然として厳しい状況に置かれています。

また、全国的に運転士不足が深刻化しており、弊社においても数年前より運転士不足が常態化し、今年度に入りさらに多数の退職者が出たことで、一層悪化をしております。必要数に満たない人数での運営により、運転士の乗務時間や拘束時間は限界を迎え、過酷な労働が続いており、現段階で改善基準を遵守することもままならない状況となっております。さらに、次年度より改善基準告示の内容が厳しくなり、運転士不足に拍車がかかることが想定されます。弊社としても様々な労務対策を講じておりますが、このような状況が続くことで、運転士の疲労は蓄積され最も優先すべき旅客の安全を脅かしかねないため、路線の利用状況等踏まえ検討を行った結果、やむを得ず浮羽支線の廃止を申し入れする運びとなったものでございます。

これまで永年にわたり弊社バス路線へのご利用、ご愛顧を賜っておりますが、何卒、事情をご賢察の上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 路線名  
浮羽支線
2. 関係自治体  
朝倉市、うきは市、東峰村、(大分県日田市)
3. 廃止予定日  
2024年10月1日
4. 関係資料  
別添付のとおり

# 今後の協議運賃の取扱いについて

- 一般の道路運送法（以下「運送法」という。）改正により、一般乗用旅客自動車運送事業に係る協議運賃制度が創設された。また、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、従来「地域公共交通会議」等にて協議されてきたところ、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、今後は運送法第9条第4項各号に定める構成員による「協議会」において協議を行うこととする。
- 協議運賃に係る協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催等の措置を講じることが必要。

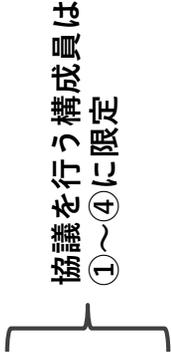
## 運送法第9条第4項、第9条の3第3項に定める「協議会」の概要

**協議事項：**地域における需要に応じ当該地域住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議

- 構成員：**
- ①市町村又は都道府県
  - ②一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用）
  - ③地方運輸局長
  - ④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

**留意事項：**構成員を限定する観点から、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合においては、上記①～④以外の構成員を退室させる又は別室で行う等、十分注意する必要がある

※一般乗用旅客自動車運送事業の協議運賃について、**特定地域・準特定地域は対象外**



## 改正前 地域公共交通会議等にて協議

- 構成員：**
- ①市町村長又は都道府県知事
  - ②一般乗合旅客自動車運送事業者
  - ③バス協会、タクシー協会等
  - ④住民又は旅客
  - ⑤地方運輸局長
  - ⑥労働組合
  - ⑦道路管理者、都道府県警察、学識経験者 等

※**運賃以外は、引き続き地域公共交通会議等で協議**

## 改正後 公聴会等の開催＋協議会にて協議

- 構成員：**
- ①市町村又は都道府県
  - ②一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用）
  - ③地方運輸局長
  - ④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

### 運送法第9条第5項に定める措置

※市町村又は都道府県は、協議運賃の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

□実施方法（一例）

- ・公聴会の開催
- ・パブリックコメントの募集
- ・地域住民に対するアンケート調査、関係する事業者等へのヒアリング 等

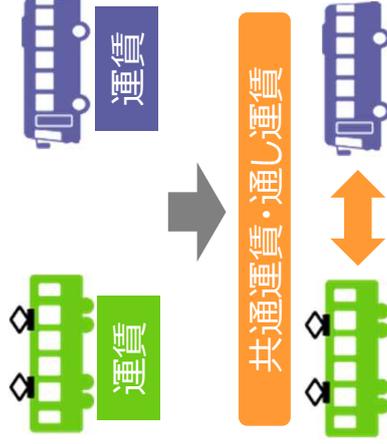
## 背景・必要性

- 路線バスについては、平成18年道路運送法改正により地域の関係者間で協議が調った場合に届出で運賃設定できる協議運賃制を導入し、コミュニティバスなど地域に根差した輸送サービスの提供に活用。
- 地域公共交通において、地域の関係者の連携・協働の一層の促進や地域に根差した輸送サービスの充実のためには、**鉄道・タクシーの運賃**についても、**柔軟な運賃設定**を可能とすることが必要。

## 概要

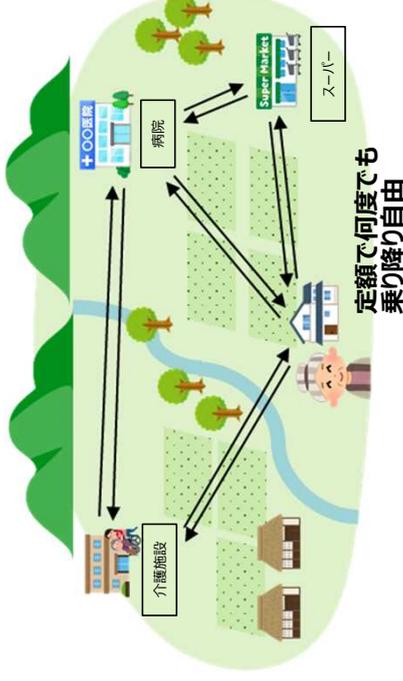
- 鉄道及びタクシーについて、**地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出**による運賃設定を可能とする**協議運賃制度**を創設。

鉄道とバスの連携イメージ



※鉄道とバスの共通運賃・通し運賃を導入し、  
鉄道の乗車券類を利用できる本数の増加を実現した事例あり

タクシーの柔軟な運賃のイメージ



※タクシー協議運賃は都市部以外の地域が対象  
(全国で営業区域の約8割、車両数の約1割が対象)<sup>22</sup>

## 道路運送法の改正 (R5. 10. 1 施行)

### ◎一般乗合旅客自動車運送事業

#### 1. 法改正前 (～R5. 9/30)

「地域公共交通会議又は(活性化再生法に基づく)協議会」において協議を調べ、国土交通大臣に届け出

参考 <道路運送法(抜粋)>

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条 (略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

<道路運送法施行規則(抜粋)>

(法第9条第4項の協議が調ったとき)

第9条の2 法第9条第4項の協議が調ったときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。)又は協議会において協議が調っているときとする。

#### 2. 法改正後 (R5. 10/1～)

新たな「協議会」において協議を調べ、国土交通大臣に届出

参考<道路運送法(抜粋)>

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条 (略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6～7 (略)

◎一般乗用旅客自動車運送事業

1. 法改正前（～R5. 9/30）



協議運賃について記載なし

2. 法改正後（R5. 10/1～）

新たな「協議会」において協議を調べ、国土交通大臣に届出

参考 <道路運送法（抜粋）>

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条の3（略）

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該営業区域をその区域に含む市町村又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者

三 当該営業区域を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

4 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5～6（略）

新旧対照表

新	旧
<p>日田市地域公共交通確保維持協議会規約</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な<b>旅客運送の態様等</b>の協議に関する事項</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>(運賃料金部会)</p> <p>第9条 協議会は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。</p> <p>2 運賃料金部会は、道路運送法第9条第4項及び第9条の3第3項に定める協議会とする。</p> <p>3 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項</p> <p>(2) その他運賃料金部会が必要と認める事項</p> <p>4 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 日田市長又はその指名する者</p> <p>(2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(4) 住民又は利用者の代表</p> <p>5 運賃料金部会に部会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。</p> <p>6 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。</p>	<p>日田市地域公共交通確保維持協議会規約</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な<b>乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等</b>の協議に関する事項</p> <p>(5) ～ (7) (略)</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>(新設)</p> <div data-bbox="766 235 1045 772" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運賃・料金等に関する事項については、道路運送法第9条第4項の協議会（運賃料金部会）において協議を行うため、日田市公共交通確保維持協議会規約第2条協議事項(4)から、運賃等に関する記載を削除し、部会に関する条項を新設します。</p> </div>

<p>7 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>8 運賃料金部会の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。</p> <p>9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議会長に報告するものとする。</p> <p>10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。</p> <p>第10条～第16条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 1～6 (略)</p> <p>7 この規約を、令和6年2月20日に改正する。</p>	<p>第9条～第15条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 1～6 (略) (新設)</p>
---	--

## 日田市地域公共交通確保維持協議会規約（令和6年2月20日施行）

### （目的）

第1条 日田市地域公共交通確保維持協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び第27条の16の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進実施計画」という。）の策定及び実施に関する事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の策定に関する事項

### （協議事項）

第2条 協議会は第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画、利便増進実施計画及び確保維持改善計画の策定並びに変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画、利便増進実施計画及び確保維持改善計画の実施の協議並びに連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画及び利便増進実施計画に位置づけられた事業並びに確保維持改善計画に定められた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な**旅客運送の態様等**の協議に関する事項
- (5) 路線の休止又は廃止に関する事項
- (6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (7) 前6号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

### （組織）

第3条 協議会は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 日田市長
- (2) 九州運輸局大分運輸支局長
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者（日バス株式会社）
- (4) 日田市タクシー協会

- (5) 一般社団法人大分県バス協会
- (6) 一般社団法人大分県タクシー協会
- (7) 鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 住民又は利用者の代表
- (10) 大分県西部振興局
- (11) 大分県日田土木事務所
- (12) 大分県日田警察署
- (13) 日田市の交通施策関係担当部長
- (14) 学識経験者
- (15) その他日田市長が必要と認める者

### （会長及び職務代理者）

第4条 協議会に会長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### （任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

### （会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は構成員の3分の2以上の出席（代理出席及び委任出席を含む。）により成立する。

3 会議の議決方法は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### （協議結果の尊重義務）

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

## (幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

## (運賃料金部会)

第9条 協議会は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。

2 運賃料金部会は、道路運送法第9条第4項及び第9条の3第3項に定める協議会とする。

3 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項

(2) その他運賃料金部会が必要と認める事項

4 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 日田市長又はその指名する者

(2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者

(3) 九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者

(4) 住民又は利用者の代表

5 運賃料金部会に部会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

6 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。

7 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

8 運賃料金部会の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。

9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議会長に報告するものとする。

10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

## (分科会)

第10条 第2条第1項第1号に掲げる業務について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

## (事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、日田市まちづくり推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## (経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

## (監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

## (財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## (協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

## (委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この規約は、平成23年5月30日から施行する。

2 第6条本文の規定に関わらず協議会発足時の最初の委員の任期について、2年とするのは、平成25年1月31日とする。

## 附 則

1 この規約を、平成24年5月28日に改正する。

2 この規約を、平成26年2月10日に改正する。

3 この規約を、平成28年4月1日に改正する。

4 この規約を、平成29年2月21日に改正する。

5 この規約を、令和5年1月27日に改正する。

6 第6条本文の規定に関わらず令和5年1月27日規約改正時の最初の委員の任期について、2年とするのは、令和7年3月31日とする。

7 この規約を、令和6年2月20日に改正する

資料 日田市地域公共交通計画進捗状況等

基本方針Ⅰ		持続可能な公共交通ネットワークの維持確保				
施策	取組	R5年度取組				
1)公共交通網の再編	①既存地域公共交通の確保・維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活交通を維持するため、国・県補助や市による赤字補填などを補助金として交付。</li> <li>●JR日田彦山線BRT開業(8/28)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の要望をR6年3月のダイヤ改正に反映</li> </ul> </li> <li>●路線バス「神杉野線」の廃線申出(12/21)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元自治会(利用者)への聞き取り(1/12)</li> <li>・西鉄バス久留米(株)に対し廃止時期の延期を求める要望書を提出</li> <li>・代替手段の検討</li> </ul> </li> <li>●ひたはしり号「長者原団地」折り返し地点の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・長者原団地住民への説明会(7/4)</li> <li>・利用者への聞き取り(8/29)</li> </ul> </li> <li>●路線バス全線利用状況調査</li> </ul>				
	②公共交通の再編により新たに生じる公共交通空白地域に対する代替手段の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●月出町住民との乗合デマンドタクシー導入による福祉バス廃止に向けた意見交換会(4/18)</li> <li>●山田町高齢者教室において公共交通空白地域解消に向けた意見交換(5/24)</li> </ul>				
	③効率的・効果的な交通網の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●8月1日から乗合デマンドタクシー大山線の実証実験</li> <li>●BRT沿線エリアにおけるMaas実証実験として1日フリーチケット販売</li> </ul>				
	④公共交通の運転手の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市主催の企業説明会へ参加(9/23・2/9)日田バス</li> <li>●日田市タクシー協会との意見交換会開催(2/5)</li> <li>●バス運転士体験乗車会(日田バス)市報2月15日号掲載</li> </ul>				
2)利便性の向上	⑤わかりやすい時刻表やマップの作成と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他自治体資料収集中</li> <li>●市報3月1日号において、BRT開業から半年の特集記事を掲載し利用促進に向けた情報を提供</li> </ul>				
	⑥キャッシュレス決済導入の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●BRTにおいて交通系ICカードが使用可能</li> <li>●JR久大本線(日田駅、天ヶ瀬駅)について、電子マネー利用可能改札機の設置を要望</li> </ul>				
	⑦全ての人にやさしい車両への更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>●BRTでは、住民の要望等も考慮し6台すべてが低床車両であり、うち4台は電気バス。期間限定ではあるが現在水素バスの実証実験も行われており、環境にも配慮されている</li> </ul>				
	⑧市営上・中津江デマンドバスの運賃見直しの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●階段式の利用料金を見直す方向で検討中</li> </ul>				
評価指標						
評価指標	単位	R4(計画当初)	R5			R9年度目標値
			目標値	実績	期間	
鉄道及びBRT(日田市内駅)の乗車数	人/日以上	715 R3(4-3)	730	763	R4(4-3)	800 (R8年度)
路線バスの年間利用者数	人/年以上	59,876 R4(10-9)	60,900	59,006	R5(10-9)	65,000
ひたはしり号の年間利用者数	人/年以上	71,783 R4(10-9)	73,200	79,443	R5(10-9)	79,000
タクシーの年間利用者数						
乗合デマンド	人/年以上	6,773 R4(10-9)	6,900	6,151	R5(10-9)	7,500
タクシー	人/年以上	380,294 R3(4-3)	388,200	437,508	R4(4-3)	420,000 (R8年度)
全バス車両に占める低床バスの割合	%	55.6 R4	60.5	60.6	R5	80.0
公共交通への公的資金投入額						
総額	千円/年度未満	154,670 R3(4-3)	155,000	167,388	R4(4-3)	155,000 (R8年度)
利用者	円/人未満	1,065 R3(4-3)	1,046	1,102	R4(4-3)	970 (R8年度)
市民	円/人未満	2,477 R3(4-3)	2,542	2,722	R4(4-3)	2,800 (R8年度)
ひたはしり号の収支率	%	30.6 R3(4-3)	31.0	28.9	R4(4-3)	31 (R8年度)
分析・評価						
<p>市民が生活交通として利用する民間路線バス運行事業者に対し、国庫補助の活用及び市の補助により路線維持に努めているものの、利用者数は減少し、燃料費の高騰などにより公的資金投入額も増加傾向にある。一方で、ひたはしり号については、令和5年2月のダイヤ改正により買い物や通院手段としての利便性向上が図られ、利用者数の増加につながっている。また、昨年8月にはJR日田彦山線BRTが開業し、運行ルートやダイヤなどに住民の声を反映したことで、鉄道時代に比べ利用者の増加につながっている。</p>						
今後の取組・方向性						
<p>現在の交通モードの実態を把握し、より効率的で効果的な公共交通ネットワークの構築を検討するとともに、令和9年度の目標値に向け、引き続き各種取組を継続する。また、喫緊の課題である公共交通を担う運転手確保に向け、交通事業者と連携し取り組んでいく。</p>						

基本方針2 まちづくりの視点からみた公共交通にかかる周辺施策との連携							
施策	取組	R5年度の取組					
1) これからのまちづくりを支える公共交通ネットワークの強化	⑨ 多分野との政策連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日田商工会議所交通サービス振興特別委員会意見交換会（10/30）</li> <li>● 社会福祉協議会生活支援コーディネーターと情報共有（12/27）</li> </ul>					
	⑩ 高齢者のお出かけ機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民健康福祉まつりの案内ホームページにおいて、ひたはしり号の利用案内を掲載</li> </ul>					
	⑪ 観光まちづくりに合致した周遊ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12/1からサッポロビール九州日田工場へ路線バス杖立線の乗り入れを開始（平日のみ運行）</li> <li>※ 3月中旬からの土日祝日運行開始に向け、現在運行会社が手続中</li> </ul>					
評価指標							
評価指標	単位	R4（計画当初）	R5			R9年度目標値	
			目標値	実績	期間		
観光入込客数	人以上	1,912,341 R3（1-12）	2,345,000	2,398,199	R4（1-12）	2,890,000（R8年）	
特定観光施設の最寄りバス停での乗降客数	人/日以上	5 R4	6	10	R5	8	
高齢者（65歳以上）の公共交通利用割合	%以上	28.6 R4	次回調査はR9年度			30.0	
分析・評価							
<p>観光入込客数は、コロナ禍と比較し回復傾向にあり、進撃の巨人に関する観光施設周遊を目的とした観光客が増加しており、杖立線の利用促進に向けたサッポロビール工場乗り入れにより、進撃の巨人関連施設の最寄りバス停の乗降客数も増加傾向にある。また、他分野との政策連携としては、経済界との意見交換会や生活支援コーディネーターとの情報共有を行っており、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。</p>							
今後の取組・方向性							
<p>観光分野については、令和6年4月～6月に実施予定の福岡・大分デスティネーションキャンペーン期間中の各種イベント等に合わせ、交通アクセスについて情報発信に努める。また、令和6年3月末オープン予定の自転車を活用した周遊観光の拠点となる「奥日田観光案内所（仮称）」の交通アクセスとして、杖立線の利用促進に向けた情報発信を行うとともに、大分・福岡両県や交通事業者等と連携しMaaSの推進に取り組んでいく。</p> <p>福祉分野については、高齢者のお出かけ機会の創出に向け、地域の支えあいによる移動支援など高齢者が気軽に移動できる環境整備を検討する。</p>							

基本方針3 地域全体で公共交通を創り上げ・守り・育てる							
施策	取組	R5年度の取組					
1) 市民協働体制の構築	⑫ 交通事業者・地域と連携した効果的な地域公共交通の運行・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● R6年開業予定の商業施設内へのバス停新設に向け協議中</li> <li>● 大山地区の路線バスとの結節地（中川原）に隣接する商業施設内を待合所とするため協議中</li> <li>● ひたはしり号沿線の医療機関等に時刻表を配架</li> <li>● 地域の支えあいによる移動手段の確保について、研修会等への参加や先進地を視察</li> </ul>					
	⑬ 住民・交通事業者・市の協働体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 月出町自治会役員会（4/18）「福祉バスの利用状況及び今後について」</li> <li>● 大山町自治会長会（5/18）「乗合デマンドタクシー大山線実証実験開始について」</li> <li>● 山田町自治会（4/26）「公共交通空白地域解消に向けた移動手段について」</li> <li>● 大山町住民自治組織意見交換会（1/11）「乗合デマンドタクシー大山線の利用状況等について」</li> </ul>					
	⑭ 公共交通の利用促進に向けた啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バスの日イベント開催（9/17・日田駅南広場等）</li> <li>● ひたはしり号車内ラッピング <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10月 ハロウィン（日田高校生徒）</li> <li>・ 11月10日～24日 パープルリボンキャンペーン（日田市）</li> <li>・ 2月16日～1ヶ月 ひなまつり（障がい児施設こども部会）</li> </ul> </li> </ul>					
評価指標							
評価指標	単位	R4（計画当初）	R5			R9年度目標値	
			目標値	実績	期間		
民間施設を活用した待合スペースの確保	箇所/年以上新設	R5年度からの取組	1	0	R5	累計5	
乗り方教室参加者の公共交通利用増加割合	%以上	R5年度からの取組	10	0	R5	10	
分析・評価							
<p>令和6年開業予定の中ノ島町の商業施設及び大山地区の結節地に隣接する商業施設へのバス停設置を進めている。また、要請のあった自治会等を対象に公共交通サービスに関する説明会や意見交換会を行い、より地域に合った運行を検討するなど効率化を進めている。しかし、今年度は乗り方教室が実施に至っていないため、利用促進に向け取り組む必要がある。</p>							
今後の取組・方向性							
<p>利用促進に向けた積極的な情報発信を行うとともに、公共交通の利用が困難な高齢者等への地域の支えあいによる移動支援について、地域や民間事業者と調査、研究し、仕組みづくりに取り組んでいく。</p>							

●日田市地域公共交通計画における目標を達成するための施策

目 標	I 持続可能な公共交通ネットワークの維持確保
施策	I) 公共交通網の再編
<b>取組①</b> <b>取組の概要</b>	<b>①既存地域公共交通の確保・維持</b> ○鉄道及びBRT・路線バス・ひたはしり号・福祉バス・デマンドタクシー（バス）・タクシーの効率的運用 ・効率的で効果的な地域公共交通ネットワークを構築するため、交通事業者間で連携しつつ、鉄道及びBRT・路線バス・ひたはしり号・福祉バス・デマンドタクシー（バス）・タクシーの効率的運用について調査・検討を行います。
実施主体	日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）
<b>取組②</b> <b>取組の概要</b>	<b>②公共交通の再編により新たに生じる公共交通空白地域に対する代替手段の検討</b> ・バスがサービス縮小・路線撤退した場合の代替手段としては、交通安全性の確保、さらには交通資源の有効活用等の観点から、乗合タクシー（デマンド運行等）の運行やタクシーを積極的に利活用します。
実施主体	日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）
<b>取組③</b> <b>取組の概要</b>	<b>③効率的・効果的な交通網の充実</b> ○日田市街地における交通網 ・日田市街地における移動利便性の向上とさらなる回遊促進に向け、循環型交通の更なる充実を図ります。なお、既存のひたはしり号のサービス改善の1つとして市街地の潜在的な需要が見込まれる地域への乗り入れを検討します。 ・市街地を運行するバスは、住居や公共施設等が集積したエリアなどに運行を限定し、効率的・効果的な移動環境を構築します。  ○周辺部における交通網 ・地区内移動の利便性向上の一環として、大山地区においてデマンドタクシー等の実証実験を行います。  ○広域圏の公共交通との連携強化 ・大分県のほか、西部圏構成町、中津市等の周辺市町や関係機関等と連携しつつ、国内外の交流人口の拡大に資する広域交通網の構築に努めます。 ・特に、県と連携し、鉄道・バス路線・タクシー・レンタサイクル等、複数の公共交通サービスの連携を高める、MaaS等の検討を行います。
実施主体	日田市、交通事業者
<b>取組④</b> <b>取組の概要</b>	<b>④公共交通の運転手の確保</b> ・交通事業者は主体的に運転手確保の取組を行います。 ・交通事業者の限られた資源（人・車両）の合理的な活用を図り、路線バス運行の効率化を行います。 ・市は主催の企業説明会等へ交通事業者の参加を促すなどの情報提供を行い、交通事業者とともに雇用機会の創出に努めます。
実施主体	交通事業者、日田市

## 施策

## 2) 利便性の向上

## 取組⑤

## ⑤わかりやすい時刻表やマップの作成と情報提供

## 取組の概要

- 市民・来街者にわかりやすいバスマップ・路線図等の作成と情報提供
  - ・公共交通の路線図や時刻表等を記載した「公共交通マップ」を作成し、各公共交通機関の乗り継ぎ等をわかりやすくすることで利用促進を図ります。
  - ・観光客等の来訪者が行きたい場所に行くのに分かりやすい情報を提供するため、路線図等を作成し、交通拠点等に掲示することで、多目的なニーズに対応した情報提供を行います。
- 使いやすい公共交通時刻表の作成
  - ・路線バス及びコミュニティバスなど、市内の地域公共交通を全て網羅した総合的な公共交通時刻表を作成します。なお、市役所（振興局等含む）、地区公民館、医療機関、商業施設など市民が集う主要な施設に留め置きます。
- 公共交通の時刻表・マップの戦略的配布
  - ・作成した公共交通の時刻表やマップは全戸配布を基本としつつも、自主的に公共交通での移動に行動変容してもらいやすいと考えられる免許返納者や市内への転入者等の手元に作成物が確実に届く配布方法（例：市役所窓口での恒常的配布）を検討・実施します。
- 交通情報の発信
  - ・SNS の活用により、幅広い層に対し、効率的かつ効果的な情報発信を行うことを検討します。

## 実施主体

日田市、交通事業者

## 取組⑥

## ⑥キャッシュレス決済導入の検討

## 取組の概要

- ・支払い時の負担軽減のため、市内全域でキャッシュレス決済（例：ひた pay や QRコード決済、交通系 IC カード決済）の導入を検討します。

## 実施主体

交通事業者、日田市

**取組⑦**

**⑦全てのの人にやさしい車両への更新**

**取組の概要**

- ・バス車両の更新は、低床・環境対応車両や小型車両の導入を推進します。
- ・日田市は関係機関と連携しつつ、それらの車両が利用しやすい環境の整備や周知・利用促進などを行います。

■低床バスの導入（市内循環バス「ひたはしり号」）



■小型車両の導入（日田市営バス）



■ひたはしり号



**実施主体** 交通事業者、日田市

**取組⑧**

**⑧市営上・中津江デマンドバスの運賃見直しの検討**

**取組の概要**

- ・対キロ運賃からエリア均一運賃等に運賃体系見直しを検討します。

**実施主体** 日田市、交通事業者

## 施策

1) これからのまちづくりを支える公共交通ネットワークの強化

## 取組⑨

## ⑨多分野との政策連携

## 取組の概要

- ・公共交通に関わりの深い観光、福祉等をはじめとする関係部署や地域の関係者と話し合い、必要なものは何か、共にできるものはないか等、より効果的な移動支援サービスの構築に向け、政策連携を図ります。

## 実施主体

日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）

## 取組⑩

## ⑩高齢者のお出かけ機会の創出

## 取組の概要

- ・高齢者の日常生活・社会参加を継続させることは、介護予防の観点から重要であり、外出意欲の向上、外出機会の増加にも好影響を与えることから、気軽に移動できる環境整備について検討します。
- ・イベント開催案内チラシ等への公共交通の具体的な利用方法の記載について検討、実施します。
- ・公民館事業やイベント開催時に併せ、高齢者を対象に「公共交通を利用してみよう！」を実施、実際にバス等を体験してもらうことを検討、実施します。

## 実施主体

日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）

## 取組⑪

## ⑪観光まちづくりに合致した周遊ネットワークの形成

## 取組の概要

- ・市内の交通拠点と観光施設、宿泊施設等を連絡する路線について、特に観光ニーズの多い地域を想定したルート設定を検討します。
- ・観光分野では、アフターコロナを見据え、来訪者のスムーズな市内周遊を実現するためのアクセス手段の充実を図ります（進撃の巨人等観光トレンドを見据えた観光コンテンツとの連携等）。
- ・既存路線で行きにくい観光地等については、アクセス向上のため、タクシー利用のPRや情報発信、観光ルートの開発等を検討します。
- ・公共交通を補完する手段として自転車を活用した周遊観光の仕組みづくりを行います。

## 実施主体

日田市、交通事業者、その他（関係団体等）

施策

1) 市民協働体制の構築

取組⑫

取組の概要

⑫交通事業者・地域と連携した効果的な地域公共交通の運行・運営

・利用促進啓発チラシの配布や市の広報等を活用し、鉄道やバス等の地域公共交通の各種情報などを広く周知していきます。

■日田市（R5年2月号）



- ・市が定期的に利用状況を把握し、自治会長や民生委員・児童委員、公民館関係者等の協力のもと、広報誌やバス車両等で利用状況を利用者や沿線地区住民に報告します。なお、利用が著しく少ない等の特定地区等においては、年に複数回の座談会・報告会の開催を行います。
- ・医療機関や商業施設等と協力し合って、公共交通利用者を増やすための取組を行います。
  - 例：地域公共交通の利用促進を促す情報媒体（チラシ等）の留め置き
  - 例：路線バス・コミバス沿道の民間施設（公共施設、医療施設、商業施設）の敷地を活用した待合スペースの確保
- ・バス、タクシーによる移動確保策の実施が困難な地域で、地域住民が互助による移動手段の確保について、積極的に取り組む意向がある場合は、NPO等が行う「自家用有償旅客運送」や道路運送法上の「許可・登録を要しない輸送」について、地域と共に導入に向けた調査、検討を行います。

実施主体

日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）

### 取組⑬

#### ⑬住民・交通事業者・市の協働体制づくり

##### 取組の概要

- ・公共交通の利用者（特に高頻度利用者）を参集した地域座談会を開催し、地域自らが主体となって移動手段の確保や公共交通利用環境の改善などを実施し、それを交通事業者と行政がサポートする体制をつくります。

■日田市 H30 地域座談会①



■日田市 H30 地域座談会②



##### 実施主体

日田市、市民、交通事業者、その他（関係団体等）

### 取組⑭

#### ⑭公共交通の利用促進に向けた啓発活動

##### 取組の概要

- ・市民の意識が公共交通の積極的な利用につながるためのバスの乗り方教室などの啓発活動を行います（対象：地域住民、各種事業所等）。
- ・JR 日田駅を中心としつつ、鉄道（駅前広場・駅舎・車両等）を最大限活用した販わいづくり・公共交通の愛着度向上等を行います。
- ・車庫に待機している車両（空き車両等）等を活用して、車両に乗るだけでも楽しい仕掛け・工夫を講じて、公共交通の新しい価値を官民連携して創造します。

<例>

- ・ギャラリーバス・ギャラリー電車
- ・地産地消に関する商品等を車両に乗せて走るマルシェバス（買い物バス）
- ・ハロウィーンやクリスマス等における車内装飾と運転席で記念撮影会
- ・働く車（バス・タクシー）の洗車体験



(R4.9.23 日田駅前広場を中心に開催)

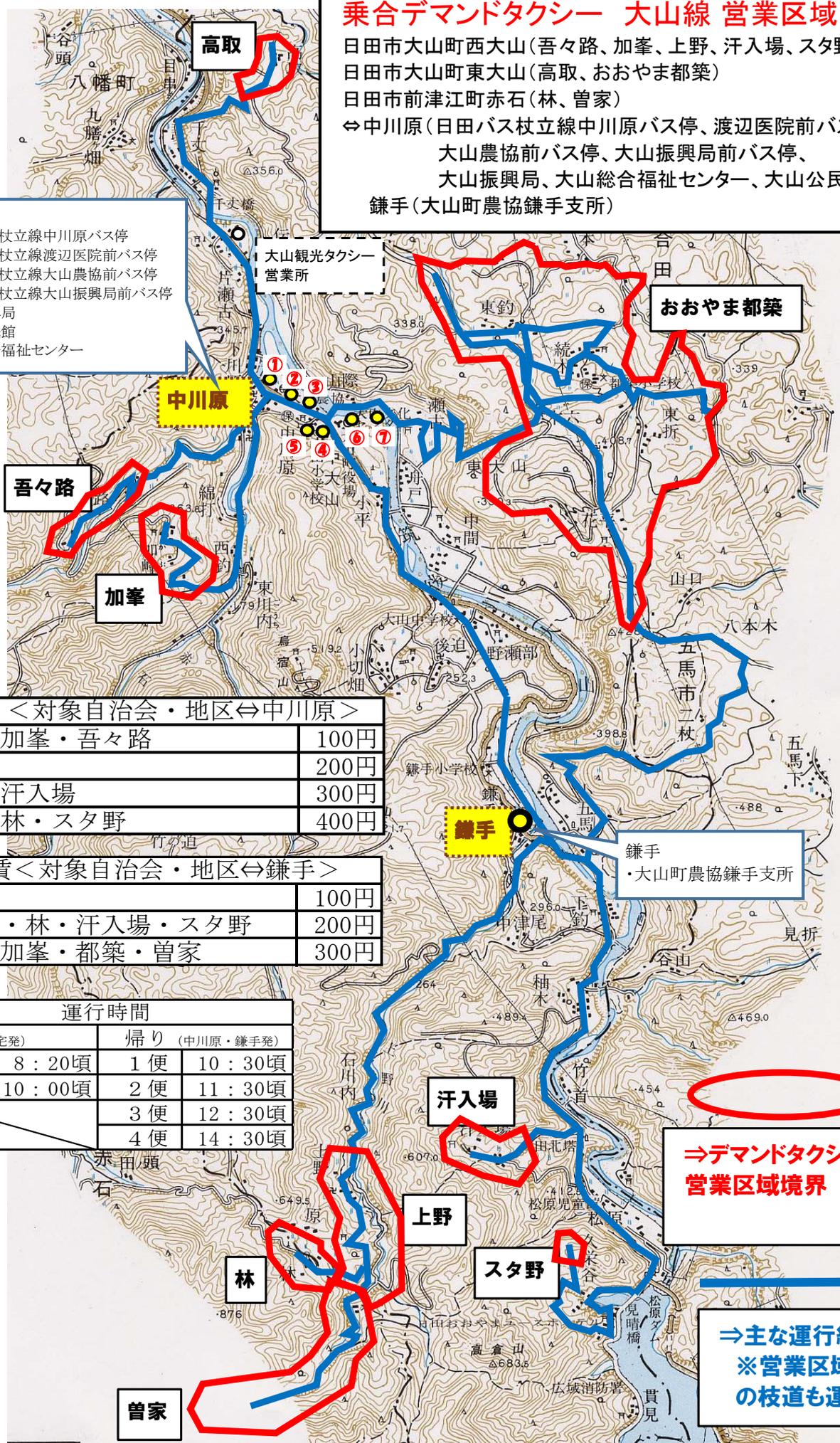
##### 実施主体

日田市、交通事業者、市民

## 乗合デマンドタクシー 大山線 営業区域図

日田市大山町西大山(吾々路、加峯、上野、汗入場、スタ野)  
 日田市大山町東大山(高取、おおやま都築)  
 日田市前津江町赤石(林、曾家)  
 ⇄中川原(日田バス杖立線中川原バス停、渡辺医院前バス停、  
 大山農協前バス停、大山振興局前バス停、  
 大山振興局、大山総合福祉センター、大山公民館)  
 鎌手(大山町農協鎌手支所)

- 中川原  
 ①日田バス杖立線中川原バス停  
 ②日田バス杖立線渡辺医院前バス停  
 ③日田バス杖立線大山農協前バス停  
 ④日田バス杖立線大山振興局前バス停  
 ⑤大山振興局  
 ⑥大山公民館  
 ⑦大山総合福祉センター



運賃 <対象自治会・地区⇄中川原>	
高取・加峯・吾々路	100円
都築	200円
上野・汗入場	300円
曾家・林・スタ野	400円

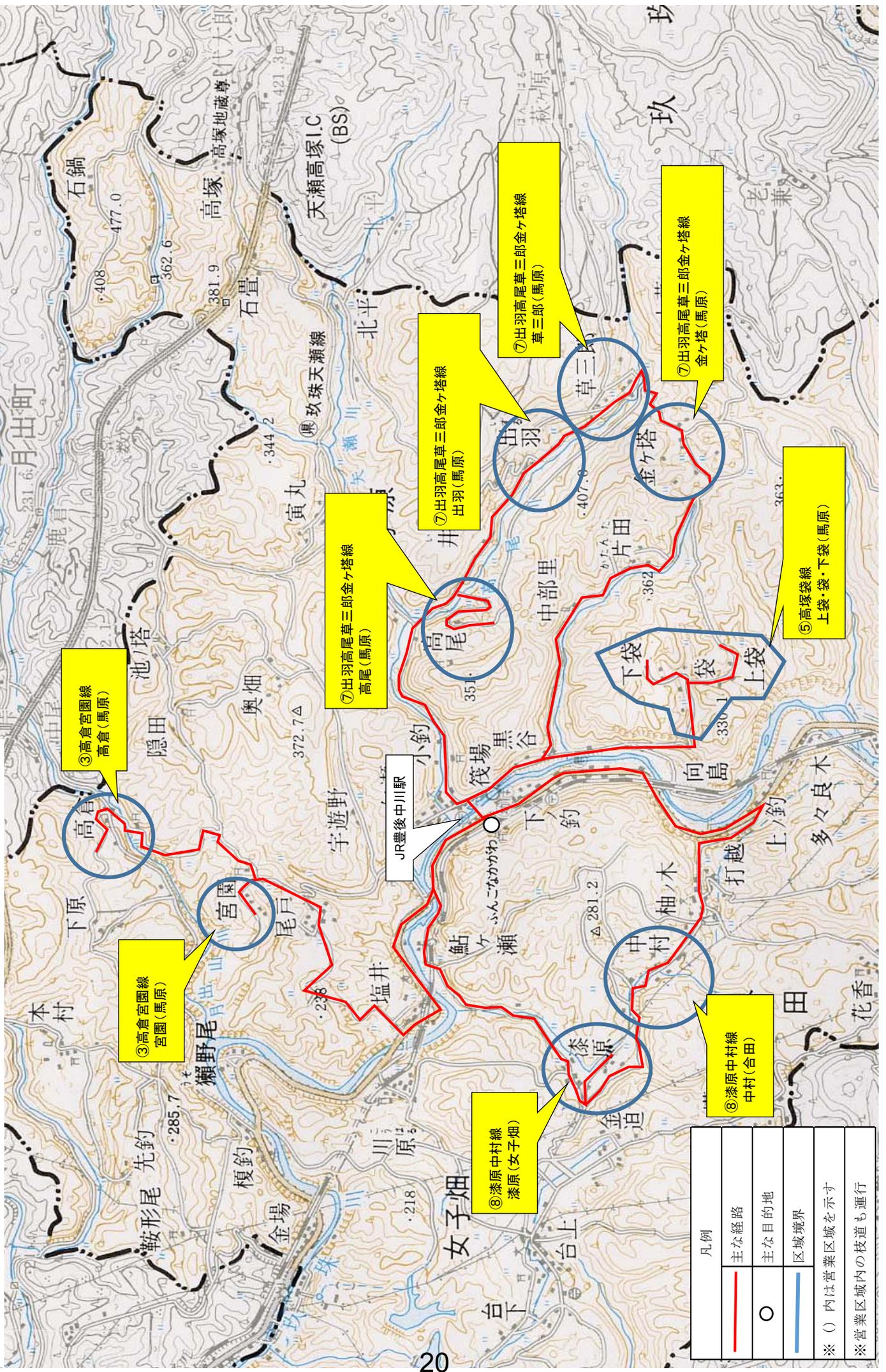
運賃 <対象自治会・地区⇄鎌手>	
上野	100円
吾々路・林・汗入場・スタ野	200円
高取・加峯・都築・曾家	300円

運行時間			
行き (自宅発)		帰り (中川原・鎌手発)	
1便	8:20頃	1便	10:30頃
2便	10:00頃	2便	11:30頃
		3便	12:30頃
		4便	14:30頃

⇒デマンドタクシー  
 営業区域境界

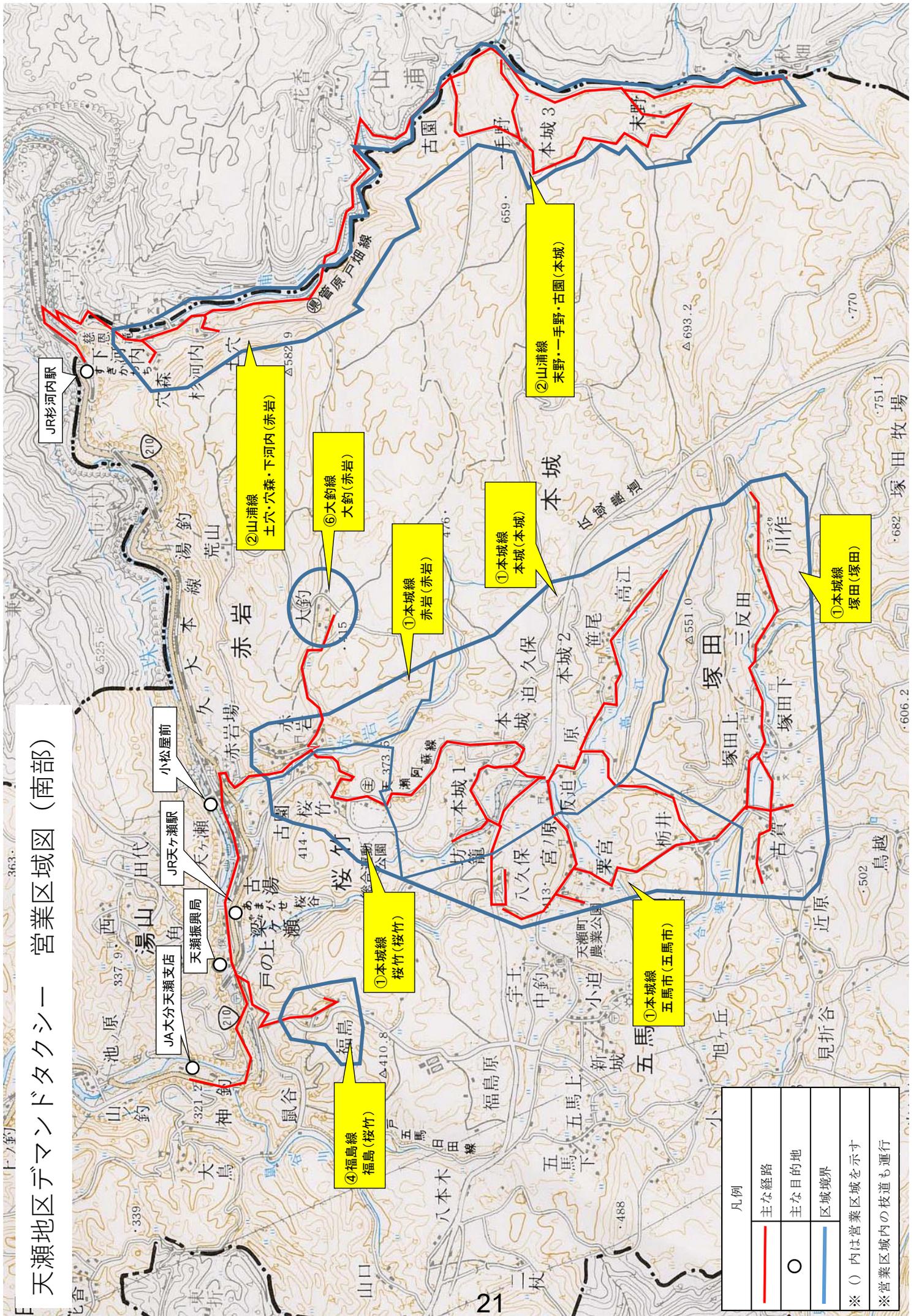
⇒主な運行経路  
 ※営業区域内  
 の枝道も運行。

天瀬地区デマンドタクシー 営業区域図 (北部)



凡例	
	主な経路
	主な目的地
	区域境界
※ ( ) 内は営業区域を示す	
※ 営業区域内の枝道も運行	

# 天瀬地区デマンドタクシー 営業区域図 (南部)



凡例	
	主な経路
	主な目的地
	区域境界
	※ ( ) 内は営業区域を示す
	※ 営業区域内の枝道も運行

## 天瀬地区 路線の運賃一覧

一人1回あたり（片道）運賃

※ 障がい者及び小学生は半額。0歳～未就学児は無料。

### ① 本城線

			塚田
		本城・五馬市	200円
	赤岩・桜竹	200円	200円
天ヶ瀬温泉街～天ヶ瀬駅～天瀬振興局	200円	200円	300円
J A天瀬支店	200円	300円	400円

### ② 山浦線

200円

### ③ 高倉宮園線

200円

### ④ 福島線

200円

### ⑤ 高塚袋線

200円

### ⑥ 大釣線

200円

### ⑦ 出羽高尾草三郎金ヶ塔線

200円

### ⑧ 漆原中村線

200円

## 日田市地域公共交通確保維持協議会 委員名簿

任期: 令和5年1月27日～令和7年3月31日

No	役 職	代表する項目	氏 名	所属・職名	備 考
1	会 長	日田市長	ムクノ ミチ子 椋野 美智子	日田市長	
2	委 員	九州運輸局大分運輸支局長	タカハラ サトル 高原 哲	九州運輸局大分運輸支局長	
3	委 員	一般乗合旅客自動車運送事業者(日田バス株式会社)	ホンダ サトシ 本田 哲	日田バス(株) 代表取締役社長	監査委員(H28第3回 確保維持協議会で 決定:あて職)
4	委 員	日田市タクシー協会	イシカワ ナオフミ 石川 尚文	日田市タクシー協会長	
5	委 員	一般社団法人大分県バス協会	フキ ノリアキ 脇 紀昭	大分県バス協会専務理事	
6	委 員	一般社団法人大分県タクシー協会	エグマ ハルヒコ 江熊 春彦	大分県タクシー協会専務理事	
7	委 員	鉄道事業者(九州旅客鉄道株式会社)	イマダ ジン 今田 隼	日田駅長	
8	委 員	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	シモジウ ミヅル 下城 実	日田バス労働組合 執行委員長	
9	委 員	住民又は利用者の代表	モリタカ シゲハル 森高 重春	日田市自治会連合会 副会長	
10	委員 (職務代理者)	住民又は利用者の代表	ハシモト ナリト 橋本 成人	日田市自治会連合会 副会長	監査委員(H28第3回 確保維持協議会で 決定:あて職)
11	委 員	大分県西部振興局	イシイ セイジ 石井 聖治	大分県西部振興局長	
12	委 員	大分県日田土木事務所	カシワラ シュウジ 梶原 修治	大分県日田土木事務所長	
13	委 員	大分県日田警察署	マスタニ コウジ 栢谷 康治	大分県日田警察署長	
14	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	ナカヤマ トシフミ 中山 敏章	日田市企画振興部長	
15	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	キスガサ ユウジ 衣笠 雄司	日田市福祉保健部長	
16	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	イシバシ ナオキ 石橋 直樹	日田市商工観光部長	
17	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	マツキ ヒロカズ 松木 弘和	日田市土木建築部長	
18	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	タカクラ ヤスノリ 高倉 保徳	日田市教育次長	
19	委 員	学識経験者	オオイ ヒサシ 大井 尚司	大分大学経済学部教授	